

鳥取県告示第595号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成24年8月24日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成24年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

申請者の主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市山根637-5 有限会社杉本地所 代表取締役 杉本 功	東伯郡湯梨浜町大字久留69-4	幅員 6.00メートル 延長 56.40メートル